

平成23年度第1回向日市まちづくり審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年10月19日(水) 午前10時～午前11時30分
- (2) 場所 向日市役所大会議室

2 会議を構成する委員数及び出席者の数

- (1) 会議を構成する委員数7名
- (2) 出席委員数6名

会 長 宗田 好史

1号委員 岡 絵理子

” 山口 繁雄

2号委員 金田 龍一

3号委員 段野 久野

” 兒玉 幸長

[傍聴者] なし

3 議事

- (1) 会長の選出について
- (2) 向日市景観計画の策定について

1 開会

○事務局

定刻になりましたので、ただいまから、平成23年度第1回向日市まちづくり審議会を始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、市長からご挨拶を申し上げます。

○市長

本日の審議会は委嘱状を交付させていただいてから初めての会議となります。これからの向日市のまちづくりのためにご協力をよろしく申し上げます。

平成16年に景観法が制定され、全国でもいろんな自治体が景観行政団体となっています。向日市も今年の4月1日に景観行政団体となり、他都市にはない向日市の特性を生かすために景観計画の策定を考えています。長岡京の都があった向日市の良好な環境は市民共通の資産であります。景観計画はそれらの資産を保全、創出していくための大きな柱となるものでありますので、委員の皆様はそれぞれのお立場で高いご見識とご経験をお持ちなので、忌憚のないご意見、ご提言をしていただきたいと思います。向日市は、市民の皆さんが安心して愛着と誇りの持てる、美しい景観のあるまちづくりを推進しておりますので、よろしく申し上げます。

(1) 会長の選出について

○事務局

会長の選出につきましては、向日市まちづくり条例・施行規則第7条第2項により、会長は委員の互選により定めることとなっております。いかがいたしましょうか。

○委員

まちづくりに関して、他都市での多くのまちづくり事業に携わられた経験と実

績、まちづくりに関する知識も豊富な宗田委員が適任であると思われるので、宗田委員を推薦いたします。

○事務局

ただいま、委員からご推薦がございました。

宗田委員に会長をお願いいたしたくと思いますがよろしいでしょうか。

○委員

異議なし

○事務局

ありがとうございます。

それでは、宗田委員、会長席へお願いします。

それでは、次に、向日市まちづくり条例・施行規則第7条第4項の職務代理者の指名につきまして、会長からよろしくお願いします。

○会長

このたび、会長を仰せつかりました宗田でございます。

これから委員の皆様方のご協力を賜りながら、まちづくり審議会の運営や議事の検討を進めていきたいと思っておりますので、各委員の皆様、よろしくお願いします。

職務代理者の指名ですが、私といたしましては、1号委員の山口委員をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員

異議なし

○会長

それでは山口委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

では、議事にお入りいただきます前に、事務局から、本日の審議会に関する報告事項がありますので、よろしくお願いします。

○事務局

現在、ご出席の委員は、6名でございます。本審議会条例・施行規則第7条第7項に定める委員の出席数の定足数を満たしておりますので、審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

○会長

それでは、ただ今から、平成23年度第1回向日市まちづくり審議会を始めさせていただきます。

向日市まちづくり条例施行規則第7条第3項に基づきまして、この後の議事の進行につきましては、私が議長を務めさせていただきます。

本日の傍聴者の有無について確認します。

○事務局

傍聴者なしです。

○会長

では、議事に入ります。事務局から説明をお願いします。

(2) 向日市景観計画の策定について

○事務局

資料により概要説明。

○会長

今日は策定方針についてご審議いただく。3か年にわたるスケジュールや景観計画の構成、特に市民の皆さんとの対話、参加・周知をどう進めていくかご議論をいただきたい。

まちづくり協議会への意向調査は事務局や市役所、コンサルが行くのかもしれないが、審議会では話を聞くことは可能か。

○事務局

景観についての意見をこういう場で聞かせていただくというのはいいと思う。

話はできると思う。

○会長

シンポジウムにもいろいろなやり方がある。先生方を呼んで来て話を聞くというのもあるが、向日市でこれだけのまちづくり協議会を育て上げてきたのだから、代表の方に話をさせていただくのが良いのではないか。

○事務局

資料には書かせていただいたが、シンポジウムについては、この審議会の委員さん方にお世話になりたい。

○会長

委員はもちろん良いのだが、市民が主役、自分たちが作ったというイメージを持っていただかないといけないと思う。

○会長

十分に情報を提供しないでアンケートをすると、あまり考えないで答えを書いてしまうことになる。景観計画というのは建築制限があって建て替えるときに不便になるとか、増築ができなくなるとか、地価が下がるとか、そんな間違っただけのことを言われるとついつい反対するのである。京都市の景観白書を見ても地価は下がっていない。むしろ規制がかかった場所は地価が上がっているぐらいであるが、一般の方はそういう事実をご存じない。不動産屋とか一部の建築業者のご商売の都合だけで流れてくる情報を聞いて反応してしまうのである。

景観計画を作るときには、市民が望んでいるのだということを市民にはっきりと伝えないといけない。市役所が望んでいることに市民はなかなか納得してくれない。説明が不十分だと反発する。しかし、市民が望んでいることを受けて市役所がやっているとすれば市民は反発しない。

京都市でもその辺りは慎重に行った。亀岡市では今引っかかっている問題がある。亀岡城下町の本町でマンション計画があったので、その住民代表から何か

手を打ってほしいということを受け、亀岡市が動き出して景観計画を作った。しかし、その代表が町会長をやめて別の人になると、建築制限が加わるとみんなも困るはずだと言い、アンケートを取ると7割が反対となった。美しいまちを作るときにはいろんな形の妨害が入る。そこを慎重にやっついていかないといけない。計画内容もさることながら、どういう形で進めるのかが重要である。

市長から今ご挨拶いただいたが、まちづくり条例から一貫しておやりになっている。その一連のまちづくり施策に対して、ここで市長と何か齟齬があってはいけない。市民の意思の代表として直接選ばれている市長なので、丁寧にやったほうがよい。

○委員

会長の意見に賛成である。景観計画を規制だと捉えられると非常にまずい。私は向日市が評価を得る絶好のチャンスだと思っている。景観計画はまちの評価を上げるためのものであるということを市民に強くアピールすべきである。その応援団のまちづくり協議会と一緒に、市民にアピールしていくことが大事であると思う。

西向日の駅前は今まちづくり協議会ができていますが、あれは阪急が開発した住宅地である。阪急は電車を敷いたものだから、電車に乗ってもらわなければいけない。イメージの良い郊外住宅を作らなければいけない。その1つなのである。それが今、向日市の中で非常に良好な住宅地だと評価を高めている。あそこに住みたいという人が非常にたくさんおられる。

○会長

私が都市計画を大学で教えるときには、田園都市論が日本に入ってきて、田園調布、成城学園、六麓荘、西向日ができたと教えているが、西向日の近辺に住んでいる学生は不思議な反応をするが、そういう価値があるのに意外と知られていない。実際西向日の開発が行われたときは、京都市内はごちゃごちゃとしていた

状況で、田園ののどかな風景の中で新しい郊外生活ができるというイメージがあったと思う。そのとき向日は十分美しかった。その後開発が進んでくる中で、向日市が持っている本来の美しさにふさわしくない建物も建ち、四季折々の自然の美しさに比べて見劣りする公共施設、道路ができた。いつの間にか美しさが損なわれ西向日の住宅地の魅力というのは埋没した。京都市内、大阪市内の都心と同じようなものを作るのだったら駅前開発にしたって規模が小さいから負けてしまう。しかし、かつて向日が魅力的に見えた状況を今再現すれば十分対抗できる。再び昭和初期の向日の魅力をどう認識し、高めていくかというのは向日市にとって非常に大きな戦略である。実際にそこをやりさえすれば住宅地価が上がることは十分考えられる。交通の便は実に良い。そこをご理解いただけるようにすることが必要である。

○委員

スケジュール案を見て大変嬉しかった。私はいくつか景観計画を作るお手伝いをしているが、半年で作るところが多い。ゆっくりできるのは大変嬉しい。

どこも作らなければいけないという状況の中で、同じような形で、同じ目次で、とりあえず計画を作るのだが、うまくやっているところはやり方が違う。ターゲットを定めてやっているところは成果を上げている。

私は芦屋市の認定委員をやっている。芦屋はマンションをターゲットにして、マンションが建つときにアドバイザーを入れてやってきている。マンションそのものの形ではなく、そのマンションが地域にふさわしいかという視点で見ていくということで良い環境ができている。具体的には、大きな建物に対して規制をするというやり方をしている。マンションが悪いわけではなく、小さくすれば良いというわけでもない。どういうデザインにすれば良いかと言われてもそう簡単ではない。その場所のやり方をきちんと反映したものが建つということが大事なのである。芦屋市は一応ざっくりとした景観計画はあるのだが、それぞれの地域に

物が建つごとに、そこの地域のやり方を蓄積していくという形を取っている。それが結果的に良いか悪いかは分からないが、小さな市だからこそできることがある。市役所の人には自転車で走れば行ける、まちの人には歩いて行けるというところに良さがある。法律を生かした独自のやり方で決定的なところをきちんと押さえるというやり方を目指すのが良いと思う。

車で動くのではなく、歩く視点で見たい。私なりの考えはいろいろあるが、どういう方法でやるかはこれから1年間じっくり考え、何が問題なのか市民の方々の声も聞きながらきちんと押さえる。

もう一つ、市民と行政にワンクッション置く意味で専門家のアドバイザーが第三者機関として必要ではないか。市民の声というのは小さな地域になればなるほど良い方に行ったり悪い方に行ったり流されていくことがあるため、アドバイザーがあった方がよい。これからの議論の中で位置づけていくのも一つの方法だと思う。

○会長

まちづくり協議会に対してアドバイザー派遣制度というのは？

○事務局

まちづくり条例の中で記載して実施している。まちづくり協議会についても、アドバイザーの派遣を市から行っている。

○会長

既に現場を知っているアドバイザーが活動しておられるのだから、そういう方にも意見を聴いてはどうか。

○委員

ここで言っていることとアドバイザーの方が言っていることが違うとまずい。

○会長

具体的に誰かということもあるが、市が派遣しているのか。

○事務局

市から委託している制度である。

○会長

市が委託している人が市の審議会の委員と別のことを言っても困る。市民の信頼を裏切るようなことがあってはいけない。ある程度は調整が必要である。それを市民の皆さんがいる前で説明する形が良い。

7. 67 km²のコンパクトなまちなので、景観計画区域を全部にかけるぐらいの覚悟でやる。実際に技術的にも可能である。箱庭のような田園都市で徹底的にきれいにする。敵は京都市とか長岡京市である。京都市は全市に景観計画区域をかけているが、南の方は手薄である。それが向日市に入った瞬間きれいなまちになるというその差異化をどう図るか。向日市が西京区と違う、西京区よりも美しいということを強く訴えなければ計画を作る意味がないと思う。西京区と隣接しているが向日市に入ったら地価が3割、4割上がるというような高級住宅地を作れないか。そういう丁寧な田園都市を作っていくことができれば良いと思う。そういう方向ができればお金持ちが住んでくれるようになり、向日市政はずいぶん楽になる。

○委員

京都駅の北側は京都市の中心である。伏見は京都市に入ったが、いまだに伏見市という意識が強くて独自のまちを展開している。あれが一つの良い例である。向日市は京都の郊外だけれども違う魅力づくりをやるつもりで市民の皆さんが検討するのも一つの手だと思う。

歩いていくとすぐ市外に出てしまうぐらいのまちだが、それだけにきめ細かな対策が必要である。一般的な景観計画を作ってほしくない。市民には歴史文化に詳しい方がおられるし、文化資料館もあって専門家もおられる。そういう方の話をぜひ聞いていただいて、どこにもないユニークできめ細かい魅力的な景観計画

を作っていきたい。私は半分市民である。市民としての第一の希望である。

最近仕事でハワイとグアムに行った。ハワイとグアムというのはリゾートという意味では日本人に非常に馴染みのあるところであるが、まち並みは雲泥の差である。ハワイはホノルルの市長が頑張った。明確な目標を掲げて、世界に冠たるリゾートを作る。そのために徹底して美しいまちを作ろうと決断し、必死になってやった。グアムは全くそういう意思がない。海だけは同じようにきれいなのだが、まちを見ると本当によくわかる。

景観計画というのはそういう意識を持ってやるかどうかで大差がある。10年後、20年後、30年後、50年後を見たときにどんなまちができていくか。まさに出発点になる。どんなまちを目指すのかを明確にして、具体的な計画を作っていきたい。

これは行政だけでやるのは至難の業である。財政難なことはよく知っている。やり方についてもあの手この手を考えていかなければいけない。市民の力も借りないといけないし、民間の力も借りないといけない。目標に到達するためにどういう手を打っていくか、あらゆる知恵を出さないといけないと思う。その辺の覚悟を決めて、絶対やるぞという意志を持つことが大事である。

○会長

ハワイ・ホノルルというのは都市計画の歴史で言うとアーバンビューティ、ホノルルの前にリビエラ海岸、カンヌとかニースとか、その一連の海洋リゾート都市をどう作るかという時にちゃんと思想はあって、ハワイ・ホノルルでは、その研究がいまだにハワイ大学の都市計画の先生たちの中にある。それでいろんなところに教えたりする。そのときに明確に目指すべきイメージを持つことは非常に大事なことである。それを我々専門家も持つが、市民、市役所の皆さんも持って、こういうまちにしたいのだと。例えば田園調布にしたいのだとか、軽井沢にしたいのだということをイメージすると近づいていくものである。長岡京市は門真に

なりたいとか、パナソニックに来てほしいとか、産業誘致の時代があった。桂川駅の周辺の開発、あのような再開発事業が都市の一つの形であった。あれは六本木か汐留というイメージを追いかけたのだろうが、今はそういう時代でもない。田園都市としてのイメージをどう作るか。だからこういう論議が必要なのだということがお分かりいただけると思う。その目標と、そのまちに至るコンセプトを見せないままルールだけ作ってもいけない。そういう大きなまちづくりの方針をしっかりと作っていきたい。

○委員

私は、実は亀岡の市民で、4月まで亀岡エリアの建築の審査に当たって、マンションの紛争にも巻き込まれながら、実務をしていた。そこで一番感じたのは、景観まちづくりというのはコミュニティがないとできない。コミュニティは住んでいる人が自分のまちを好きにならないと当然できない。自分のまちを守るのだと、一部の人だけでそれが成り立つものではない。代が変わって土地がどんどん手放されていき、業者がそこを買う。業者は営利目的で、どうしたら儲かるものが建つかとしか考えない。虫食いになってしまうとまちづくりはできない。1回建ってしまうと何十年とそれが存続するわけである。じっくり時間をかけているうちに虫食いになってしまう。時間をかけて良いものを作る必要はあるが、協議に入っている段階でスタートしているということで、行政側で建築の申請が出てきた段階で、できるだけ行政指導に当たる。こういう方向を向いているというところを理解していただくためにPRをするしかないと思う。

マンションの計画が入ってくるが、住民の方は賃貸を嫌う。そこにずっと住んでくれなければ自分たちと一緒にまちを作っていけない。マンション計画で多いのが賃貸マンションの反対紛争である。土地を売らなければ良いといつも思うのだが、そこへの愛着がないというのはどういうことなのか。今住んでいる方たちがまちを好きにならないといけない。建築基準法というのは最低基準といいなが

ら最高のような形でぎりぎりの線を突いて、最大限儲かるものを建てようとする状況が多いので、そこを何とか方法を変えないといけないのではないかと思う。

向日市は第一種低層住居専用地域が結構多い。長岡京市と違い防火地域の指定があまりかかっていない。それはある意味楽である。亀岡は城下町のまち並みを木質系で残していきたいところに防火地域指定がかかっている。これとの矛盾をどうするのかというのがある。防火地域指定を変える方向でできないのか。そうになると容積率を下げるというのが都市計画の見直しで出てくるのだが、まちの中心部で高層的な土地利用をしたいところに防火も外し、なおかつ容積率を今から下げるというのは難しい。向日市はまだその余力がある。都市計画上の用途地域とか、防火の関係でいうと良いまち並みがまだできる。そこは活用していただきたい。

○会長

最後に技術的なことをおっしゃったが、それはまさに大きなポイントである。京都市はすごく苦勞して防火条例を作った。今度パブリックコメントにかけているのは、町家に関しては建築基準法の第3条を文化財並みにするというをやって残そうとしているが、あんな大げさなことをさんざん20年議論してようやくここまで来た。それはしなくてもいいのだから、それは良いことである。

賃貸に関しては、また別の問題がある。代が変わるときに売ってしまうという問題がある。その土地に住まなくなってしまった人がそこを有効活用しようということで不動産屋や住宅メーカーから言われてマンションを建てようということが起こる。西向日がまさにそうである。亀岡もまさにそうである。

そもそも親の家に子が住むということが日本では半分以下である。お父さん、お母さんが住んでいた家に子どものうち1人が住んでくれるのはラッキーで、半分もないわけである。もちろんマンションになると当然そんなことは想定していないが、戸建ての住宅でもそれができなくなっている。内的な原因が大きくあ

って、そういう社会になってしまっている。何がしかのルールを作らないと、コミュニティが昔のように代々維持されていくというものではなくなってきた。だから条文化するということが必要になってくる。いいご指摘をいただいた。

○委員

私の経験から、景観について申請許可などを出すときに、あやふやな場合が多い。この表現があるから、それが決定的に駄目ということではなくて、担当者が口頭でストップさせる。その辺であやふやな状態があって、無理やり通ってしまったりすることがある。色とか形態とか、その辺のことをどのように具体的にやるか。あまり具体的にすると自由がなくなるという欠点がある。私も一緒に考えながら、なるべく皆さんに納得してもらえそうな線引きを具体的に詰めていきたいと思っている。

そういう基準を行政側が示すとき、どうしてもあやふやになりがちである。アドバイザーとか、これは作っていく過程かもわからないが、そういう形でできたとすると納得される方が多くなる。先ほどの意見は良いことだと思う。

向日市全体を計画範囲ということは賛成である。京都府から一元的にやるということであれば、京都府という中で向日市全部に規制がかかっているとしても面積的には全然おかしくない。静かなまちを売りにするという方向も含めて賛成する。

○会長

向日市には、風致地区もある。建築確認は府の仕事になるが、景観ガイドラインに沿っているかどうかというのは市の仕事になる。京都市は同じ都市計画局の中の指導部で景観と一緒にできるような仕組みを作ろうとしている。景観白書にも書いてあるが、窓口対応のところではいろいろなトラブルがある。

ここ数年、諸外国の事例を見ているが、オランダ、フランス、イギリス、イタリア、いろんなやり方があり、自治体ごとに違うのだが、並べてみると日本とい

うのは景観に対する意識がすごく低い。こんな重要なことを狭い役所の端でやっ
ていていいのか。

アムステルダムは建築審査会、景観審査会があり、建築士会や建築家協会の代
表が4年任期で2年ごとに交代している。事務局が論点を整理して、1件30分
ぐらいで処理していく。傍聴者もいて、大きい建物だとテレビも来て、公で決め
ている。

景観はみんなのものという発想で行くのならば、まさにガイドラインの適用に関
しては、やがて日本も10年20年経てば建築指導が開かれてくると思う。それ
に耐えられるように設計者の側も、昔の工学技術者としての建築確認を、建築基
準法を理解して、それを実施しているだけの技術者から、美しいまちを作ってい
くタレントを持った社会的役割を果たすプロフェッショナルとして発展してくる
過程が必要になってくると思う。そういう自覚をどう専門家に持っていただくか
というのは大事なことだと思う。

○委員

建築審査や景観審査について、向日方式を提案してもらいたい。

あまり法的な制限はなくても効果はある。設計者の立場に立って考えると、あ
そこで設計するときにはうるさいぞと思うだけで、それなりに緊張してデザインを
やるものである。そういうソフトな規制、コントロールがかかるような仕組みが
必要である。

○会長

芦屋などはそうである。

○委員

芦屋というまちは覚悟ができています。恐らく設計する人はみんな覚悟する。下
手な設計を持っていったら簡単に認めてもらえないという覚悟がある。向日市は
残念ながらそれが無いと思う。それを思わせることが大事である。

○委員

建設予定地に予定建築物の概要を張り出す。住民は何㎡とか高さが何mとか書かれても意見を言えないが、そこにパースが1つ入っていると、意見が言いやすい。それで市役所に電話をかけてくる。受け手がちゃんといるということも大事だが、目に見える形で出すということはとても大事である。

この間、芦屋で困ったのは、設計事務所は施主を納得させるように建物がよく見えるようなパースは書くのだが、市民を納得させるパースは書いたことがない。六麓荘は周りに緑があって、市役所は建物の規制をしたい。ところが認定会議では、見えなかったら変な建物でも許せてしまうので、建物が見えないように作ってくれとなる。

向日市で建てようと思ったら、そういうパースを書かなければいけないと思うだけでも相当違うと思う。これは規制ではなく、手続きの一つである。

○委員

確かドイツでは建物を作るときに1年間ぐらい大きな看板を出して、意見があったら言ってもらう。1年間耐えて、OKが出たら良いという仕組みである。

○委員

出来あがる前は何が建つかわからない。高さとか広さはわかるが、どんなものが出来るかは実際わからないから意見が言えない。

○会長

京都市の景観審査会でもそのように義務づけている。眺望景観条例もそうである。景観法が2004年に施行され、芦屋とか京都とか進んでいるところが走り出して、そういうことを義務づけている。景観行政団体の数、景観計画の数、建築規制の数がじわじわと広がってくる。

市が新しいことをすると都道府県や国からストップがかかることもあるので調整しながらやっていくのだが、既にほかの自治体がやっていることはできるはず

である。

○委員

外からの見え方で、中は何でもいいという考え方もある。亀岡では、マンションの建物で外観から見るとまち並みにもう一つかなというのはあるのだが、外側に古くからのまち並みの板と一部土の塀が残っていた。そういったものが表に残っただけで、少々変なものでも、建ったときには違和感なく感じられる。周りがかまくらなどで囲まれて景観を壊さなければいいのではないか。外構が非常に大切である。

○会長

そのときにコストが発生するので皆さん嫌がる。建物を変えることのコストと、外構で処理すること、隠すことのコストを考える。

○委員

役所の人が頻繁に見に行かないと駄目である。

○委員

建築主の方も景観に関心を持ってもらったら続くのだが、そうっていない。

○会長

景観計画の構成に屋外広告物のことが書いてある。これもとても大事である。桂川のキンピール跡地の開発が進んでいるが、広告物規制が有るまちと無いまちではまちの品位が全く違う。例えば六本木、赤坂、汐留、一番すごいのは横浜のみなとみらい21。あそこがあれだけきれいなまちになって、おしゃれな、地価も高い、マンションも高いまちになっているのは非常に厳しい規制があるからである。MM21の中の規制は京都市の広告物の比ではない。三菱が横浜市と協議して、全部決めたので、非常によくできている。

立川市は禁煙区域を作っているのに広告条例が不十分で屋上広告物がいっぱいである。伊勢丹がきれいな空間を作っていて、そこはきちんとデザインされて、

すごく高級なイメージのデパートになっているのに、普通の雑居ビルの上に平気で看板が建てられている。建築に金をかけて、広告物を押さえた高級なまちを作っていく。今時、看板を挙げて来る客は時代遅れの田舎者である。

このまちを生き残らせていくために、安い料金を表示した看板に規制をかけないか、高級路線でブティックとかベーカリーとかパテシエとかいうおしゃれな店が並ぶような成城学園のようなまちにするかである。

○委員

景観行政は生業というのが前からある。特に中心市街地というのは商売が成り立っていくようにしてあげないと景観どころではないという話になる。その辺を含めて考えていく必要がある。

○会長

難しいのは、昭和のおじさんが田舎町で頑張っていて、看板を出さないと商売にならないと思っている。平成のお姉さんたちはおしゃれでないと商売は成り立たないと思っている。時代遅れのおじさんたちをどう説得するかは結構難しい。

○委員

市民目線で作る、市民の意見をたくさん聞くというのは賛成である。向日市というのは小さいまちである。面積も狭い。ということは、逆に住民意識が非常に浸透しやすい。住民は、さまざまな意見を持っておられる。行政がすごいパワフルに持っていくというやり方と、住民の意見を吸い上げながら、皆様のご理解を得て地道に進めていくという方法があると思う。

私が向日市を分析する中では、市長なり市役所が強引にやっていくことは不可能である。そういうまちではないということをもまずご理解いただきたい。今の市議会の状況を見ても、都市計画道路を作ると言っても意見は全く分かれているという事実がある。いろいろな条例や計画でもさまざまなご意見を持っておられる。それはある意味いいことだと思う。ところが、それは逆に言うと歩みが遅くなる

ということになる。

一つ疑問は、景観計画のこの審議会自体はどういう立ち位置で行くのか。私の意見は、まず市民意見である。スケジュールにはシンポジウムと書いているが、これは絵に描いた餅だと思っている。小さいまちであるからこそ、最大公約数の意見を作らないと実際に走れないということをご理解いただきたい。この審議会としては、市民目線で、どういう形でこれから市民の方の意見を聞くかをみんなで議論するのがいいと思うが、そこを押さえていただくようぜひお願いしたい。

2点目は、平成17年に国づくり、当時小泉さんなり安倍さんが言っていたことである。景観法を読むと、ある意味大きな枠をはめただけである。時代の流れで景観は大事だということで、国自体が明快なものをきっちり作っていない。実際に作っていくのは市町村に任されているという法律だと私は理解した。京都府はさらに輪をかけたようにふわっとした形で条例を作っておられる。京都府の中で具体的に今どういうものができているか。例えば天橋立は景観計画ができている。あそこはわかりやすい。天橋立というものを残していこうという景観計画であるからわかりやすい。向日市が向日神社や長岡京の史跡ということならば非常にわかりやすいのだが、5万都市全体をとということになると、市民の方でもいろいろ意見が出てわかりにくい。我々でもわかりにくい。法律自体が明快ではないので、ここのところは注意をしていく必要がある。

法律の中に、規制と理念というのがある。今、行政では条例を作ったりしているが、ほとんどが理念条例である。罰則、規制をつけていない。それは今の日本の国の行政の限界の部分なのである。例えば京都市でポイ捨て条例を作った。初めの3か月は確かに罰金を取ったが、今は注意である。啓発条例なのである。向日市は歴史のあるところであり、市民の方の意識も高い場所では、十分配慮して市民の意見を聞いて進めていかなければいけないと思う。

向日市の良さは私も同感である。歩く視点、そのとおりであると思う。向日市

ならではのものをぜひ考えていきたい。日本の中でも3番目に小さいこのまちの良さを、そして長岡京の伝統を引き継ぎながら、新しい住民の方とずっとそこに住んでおられる方のご意見の中で、景観というのは非常に掴みどころのない難しい問題を、市のペースに乗っていくという視点よりも、本当に住民が作り上げていただくような仕組みを作ってもらいたい。3年というのは行政が勝手に言っているだけである。住民の総意がない中でやっても恐らく議会を通らない。市民本位、市民目線のものを作っていただきたい。

○会長

よくわかりました。

京都市の場合、京都新聞のアンケートで78%の市民が賛成と出て、3月の市議会で、全会一致であった。78%の市民というのはすごい圧力である。今回の景観計画づくりも、市民の支持80%を目指しましょう。そのためにどういうやり方で行けば8割の市民が認めてくれるか。いろんな方法で合意形成、世論を作って市民をまとめる。

景観法は確かに曖昧かもしれないが、景観計画は非常に具体的なものである。きちんとした都市計画とか建築家がいれば、そのまちが仮にモザイク状、いろんな特徴を持っているまちであろうと、景観としては見事に完成するはずである。見事な景観計画を作っているところは意外と少ない。京都は比較的いい方である。金沢、尾道、横須賀は良い。国が景観計画の説明をするときに、必ず出してくるような優れた景観計画のまちは、それぞれの特徴を上手に生かしながらまとめ上げている。それは市役所の力なのか、都市計画課の力なのかいろいろあるだろうが、上手い下手がある。下手なものが9割ぐらいだが、本当に上手いものもある。ホノルルの事例のように計画をちゃんと作れるかどうか。我々都市計画の人間は心してかからないといけないと思う。建築家の人にもちゃんと納得してもらえらることになってくると思う。そこは腕の見せどころである。中途半端なものを作る

と理念だけで終わってしまう。

○委員

北部の新市街地地区はどうなっているか。

○事務局

麒麟ビール京都工場の跡地は平成14年に都市再生緊急整備地域ということで指定を受けたところである。現在、核となる商業施設については、今年2月に麒麟からイオンに売却された。大型商業施設の具体的な計画はまだ今の段階では出ていない。

オムロンのヘルスケアの本社が10月5日に竣工式を終えて完成している。その北側に京都銀行の研修センターということで、最近私どものほうに事前協議の申請があった。南側に洛南高校附属小学校という計画がある。今のところ洛南高校のグラウンドとして使用するということである。

○委員

街路は出来あがっているのか。

○事務局

基盤整備の道路、公園は完成して、一部供用開始している。

○委員

向日の景観がどうなるかというのを世に知らしめるためには、新市街地などプロジェクトをどれか決めて、そこから発信するようなテクニックが要るのではないか。ああいうやり方をすればいいんだというのがわかるようなプロジェクトをどこかできちんと押さえていく。麒麟の方は手遅れだが。

○委員

洛西口駅の東口は区画整理をやっている。土地区画整理は基盤整備だけだから、上に何が建つかわからない。どんなまちができるのか。現代版の新しい拠点開発で、そこでどういう対応をするかというのが今後の向日に大きな影響を与える。

○委員

基盤整備が一番大切。道の作り方と街区の作り方がまず一番大事で、上のものは変わるが、街区の形、道がどうできているか。そこで頑張れば、建物は何とでもなる。

○委員

向日市というのは近代的な都市計画があまり行われていないまちの代表である。一般的な近代的な都市計画はしなくてよいと思っているのだが、残念ながら区画整理にしても近代都市計画の代表的な手法で一般的なまちが作られる。工夫すると面白いものが出てくるのだが、そういう工夫をしないのが残念である。上にできる建物は民間任せであるから、放っておくと魅力あるまちができそうもない。何らかの対応をすればそれなりの成果は出ると思う。

○会長

洛西口はまだそういう不安が残っている。イオンがどう出るかということもあるが、比較的良い企業が出てくださっている。オムロンの建物はきれいである。オムロンとか京セラという京都の一流企業がきちんと出てくれたら、それは立派なオフィス街である。そのオフィス街に住み、そこに商業施設があるのはとてもいいことだと思う。大事にしたい。あのビルの美しさに負けないようなまちをどう作っていくかということは腕の見せどころである。洛西口も十分意識して考えないとチャンスを不意にすることになる。

○委員

景観計画の構成で、行為の制限に関する事項の中で、「新築又は移転等」と書いてあるが、新築、移転以外は対象にならないのか。

○会長

既存不適格のことか。つまり今あるものは建築行為が起こらない限り規制はできない。

○委員

新築と書いている以上は、例えばリフォームをやる場合に、表を変えるとか、そういうことも起こってくると思う。

○会長

建築確認が発生する場合は規制の対象になるが、そうでない場合は規制できない。

○委員

新築ではなくて、建築という意味に取ればいいのか。建築の中には、新築、増築、改築と基準法の中にあるが、そういう大きい意味でいいのか。新築と書いてあるので、それ以外は？

○事務局

これは一般的な内容を書かせてもらっているだけである。内容については、今後もう少し具体的に表していきたい。

○事務局

次回の審議会は平成24年1月中旬を予定。

2 閉会